

第63回行政減量・効率化有識者会議

経済対策における政策金融の対応について

平成 2 1 年 2 月

行政改革推進本部事務局

経済対策における政策金融の対応について

1. 中小企業の資金繰り対策	2
① 緊急保証(信用保証協会による保証)	3
② セーフティーネット貸付(日本政策金融公庫による貸付)	4
③ 日本政策金融公庫の危機対応業務(商工中金等を通じた融資)	5
2. 中堅・大企業向け危機対応	6
① 日本政策投資銀行による長期資金貸付	7
② 日本政策投資銀行によるCP買取	7
3. JBICの国際金融業務	8
① 途上国向けサプライヤーズ・クレジットの供与	9
② 途上国事業に対する国内大企業向け親子ローンの供与	10
③ 先進国日系企業向け信用供与	11
4. 日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん	12

1. 中小企業の資金繰り対策

① 信用保証協会の緊急保証

対象

●指定業種(698業種)に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

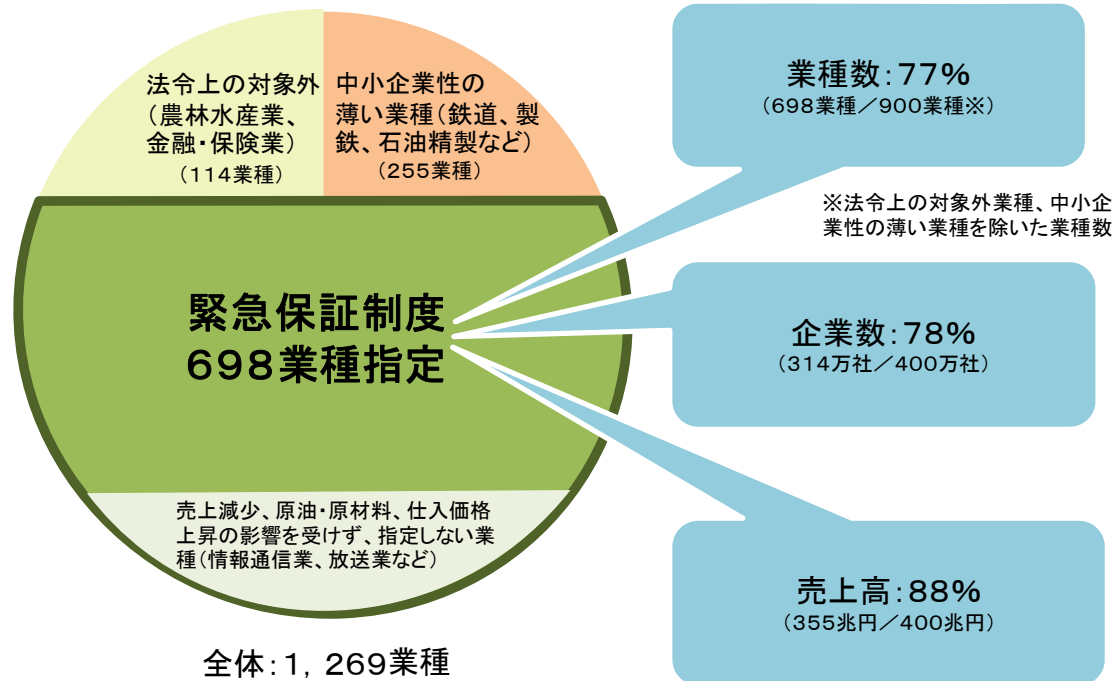
効果

●2億8千万円(うち無担保8千万円)まで別枠で保証可能
●責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)

期間

●10月31日から1年半。この間、約20兆円の利用を想定。

保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー



② セーフティネット貸付

- 中小・小規模企業の資金繰り対策として、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日)において、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付を強化(3兆円)。さらに、「生活対策」(平成20年10月30日)において、貸付条件等の拡充を行うとともに、貸付枠を3兆円から10兆円に拡大。

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金
融資対象者		○社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している者	○金融機関との取引状況の変化等により、資金繰りに困難を来している者 ○国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている者	○取引企業などの倒産により、経営に困難を来している者
資金使途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金
貸付限度額	国民生活事業	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円
	中小企業事業	7億2,000万円	別枠 3億円	別枠 1億5,000万円
返済期間 (据置期間)		運転資金： 8年以内(3年以内) 設備資金： 15年以内(3年以内)	運転資金： 8年以内(3年以内) 設備資金： 15年以内(3年以内)	運転資金： 7年以内(1年以内)
利 率		基準利率 (ただし、最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方の運転資金は「基準利率-0.3%」)		基準利率

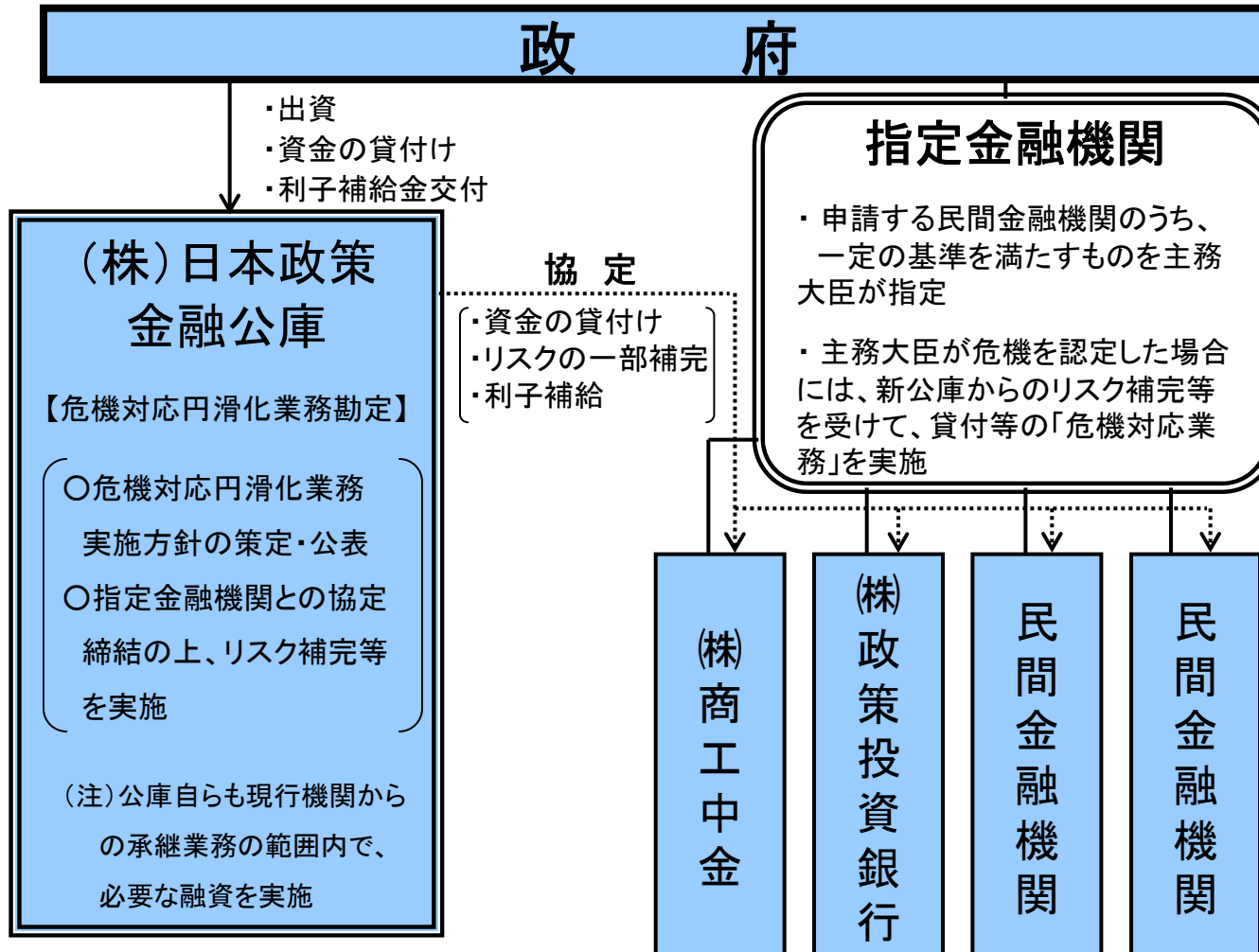
商工中金のセーフティネット貸付

中小企業等の資金繰り対策のため、危機対応業務(次ページ参照)として、商工中金において経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金の貸付を実施。

③ 日本政策金融公庫の危機対応業務

○ 「生活対策」(平成20年10月30日)に基づき、商工中金を通じた資金繰り支援のため、危機対応業務を開始(平成21年1月30日から)。

危機対応業務の概要

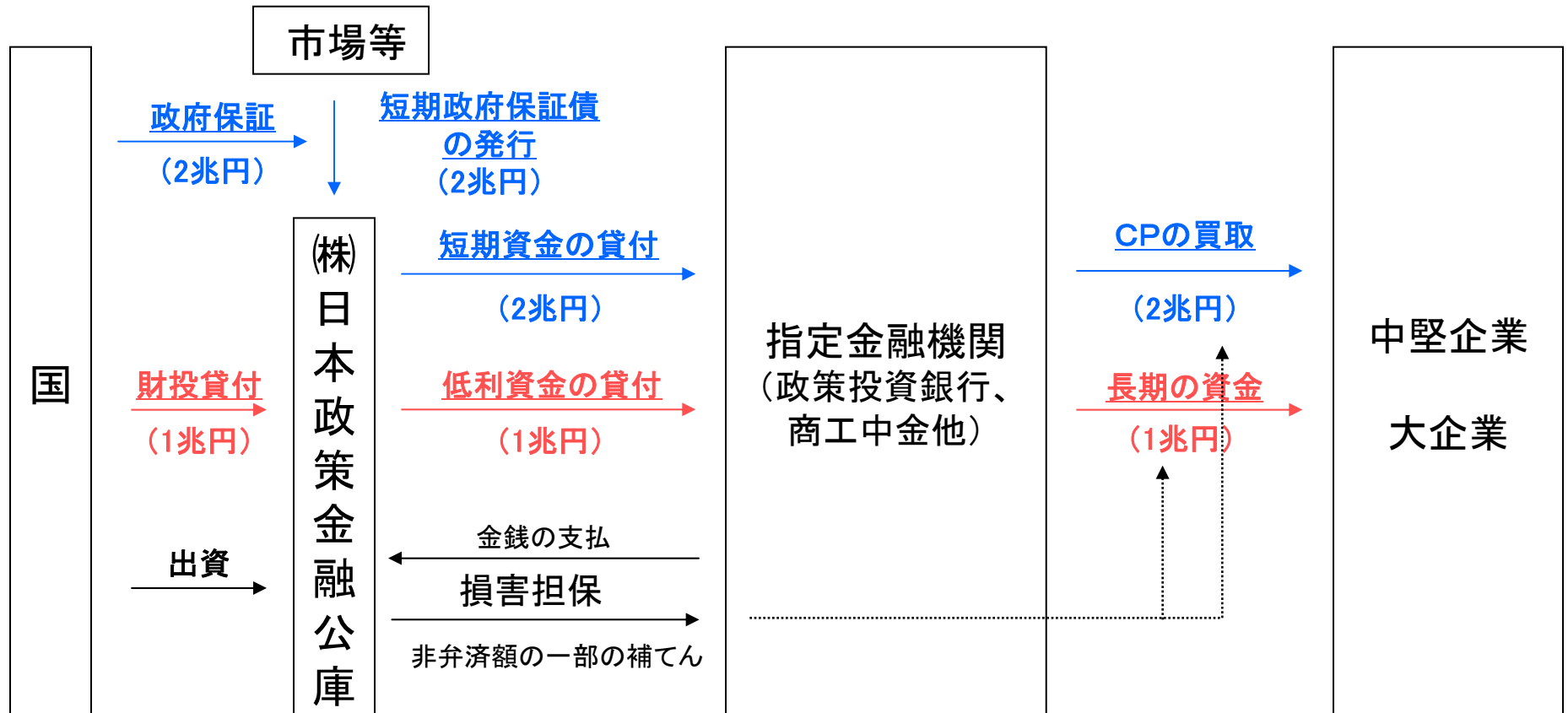


2. 中堅・大企業向け危機対応

① ② 長期資金貸付、CP買取

- 「生活対策」(平成20年10月30日)及び「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)に基づき、政策投資銀行や商工中金を通じた資金繰り支援のため、危機対応業務として長期資金貸付を開始。(貸付枠1兆円、平成20年12月11日から)
- 政策投資銀行を活用した、企業のCP(コマーシャル・ペーパー)の買取を危機対応業務に追加(貸付枠2兆円、平成21年1月30日から)

中堅・大企業の資金繰り対策



3. JBICの国際金融業務

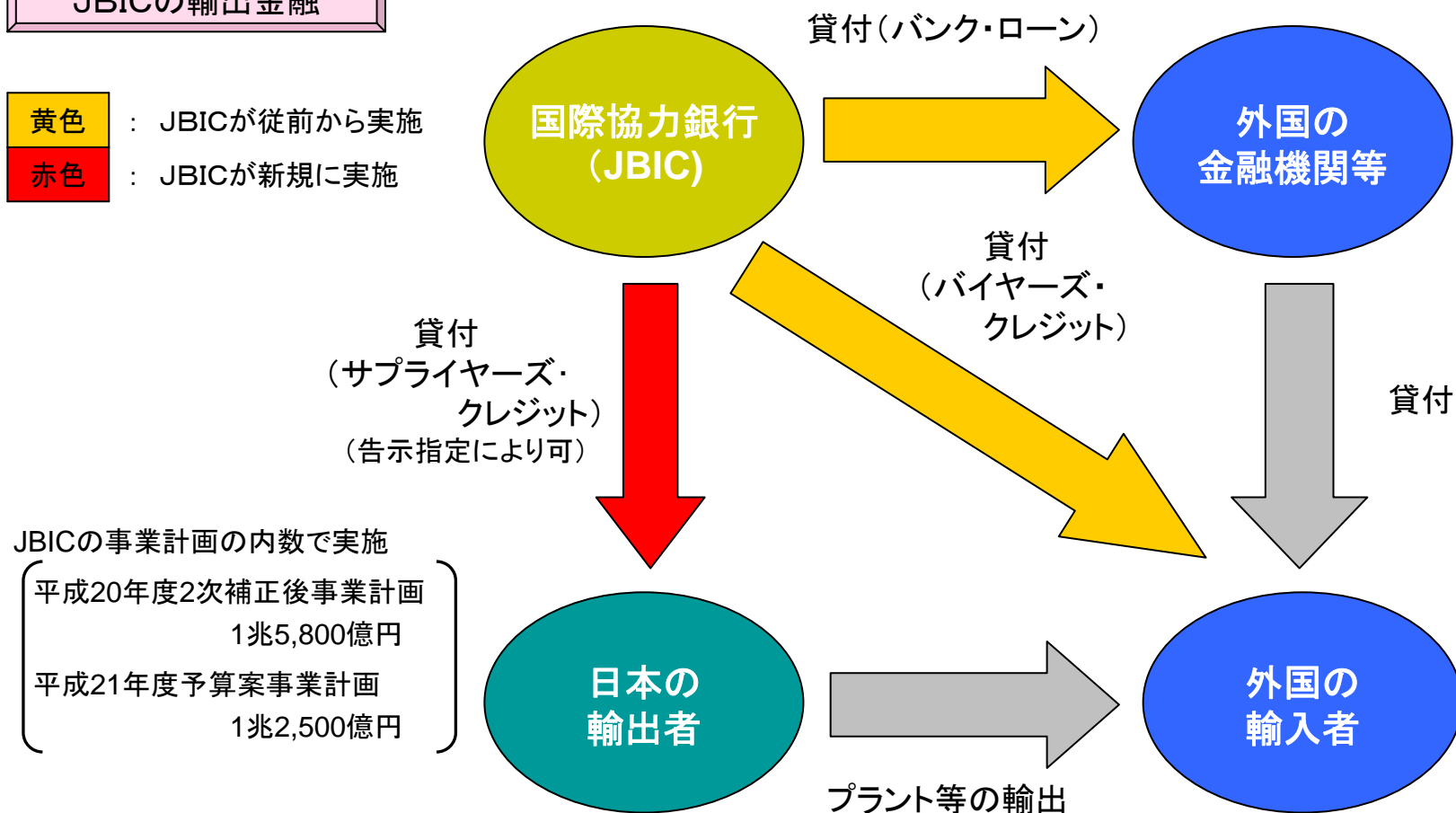
① サプライヤーズ・クレジット

○ 「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、国際金融秩序の混乱に対処し、我が国企業の輸出及び海外事業を支援するため、JBICによる途上国向け輸出のためのサプライヤーズ・クレジット(輸出企業向け信用)の供与を決定

○ 対象企業は、途上国への輸出を行う日本企業

JBICの輸出金融

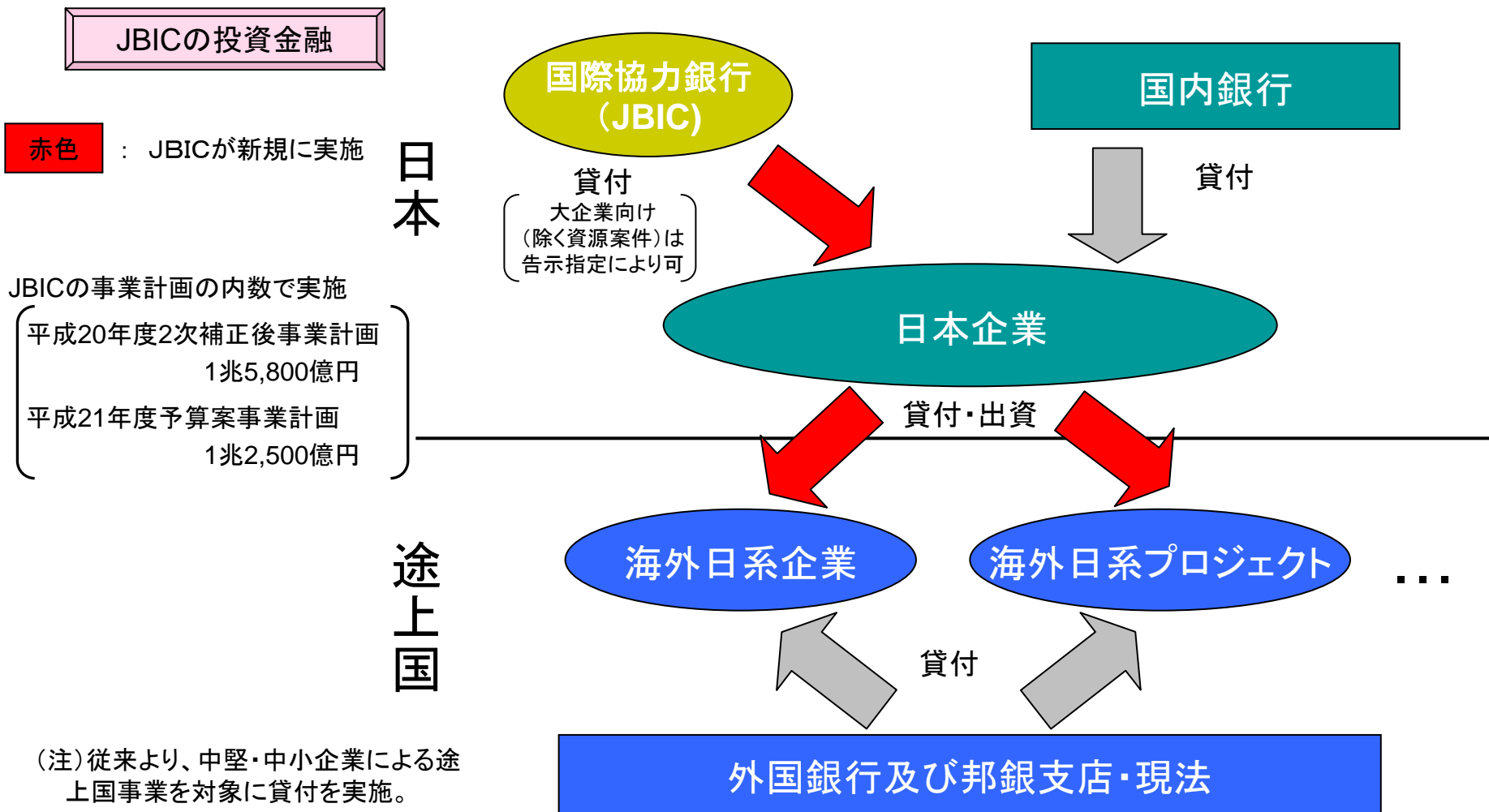
- 黄色 : JBICが従前から実施
- 赤色 : JBICが新規に実施



② 親子ローン(国内大企業向け)

○ 「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、国際金融秩序の混乱に対処し、我が国企業の輸出及び海外事業を支援するため、JBICによる国内大企業(注)を通じた途上国における事業に対する貸付(投資金融)の実施を決定

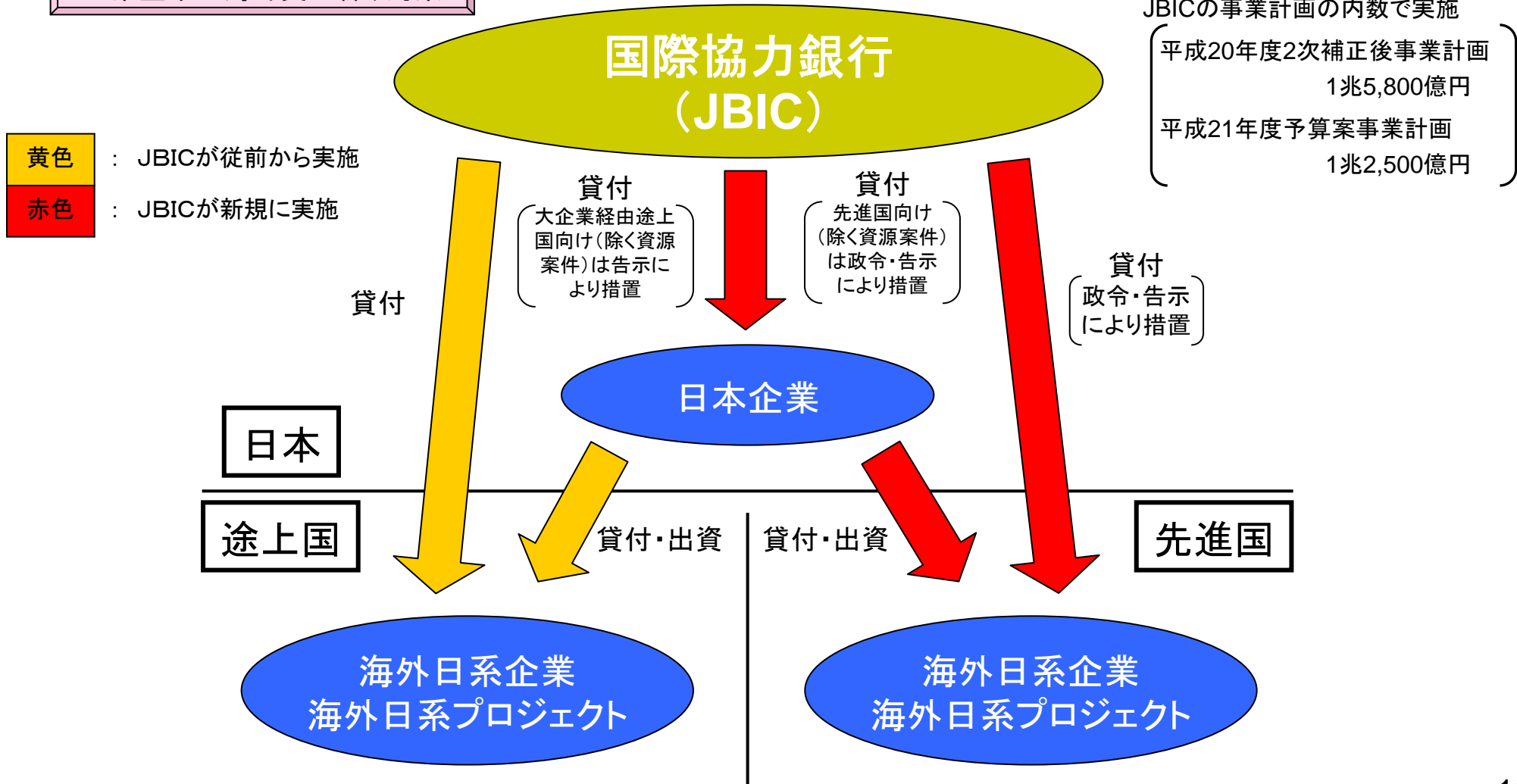
○ 対象企業は途上国において事業を行う国内大企業



③ 先進国向け融資

- 日本企業（中堅・中小企業を含む）の先進国における事業に対する貸付及び保証を実施（投資金融）
- 対象企業は、先進国において事業を行う日本企業及び現地日系企業・プロジェクト

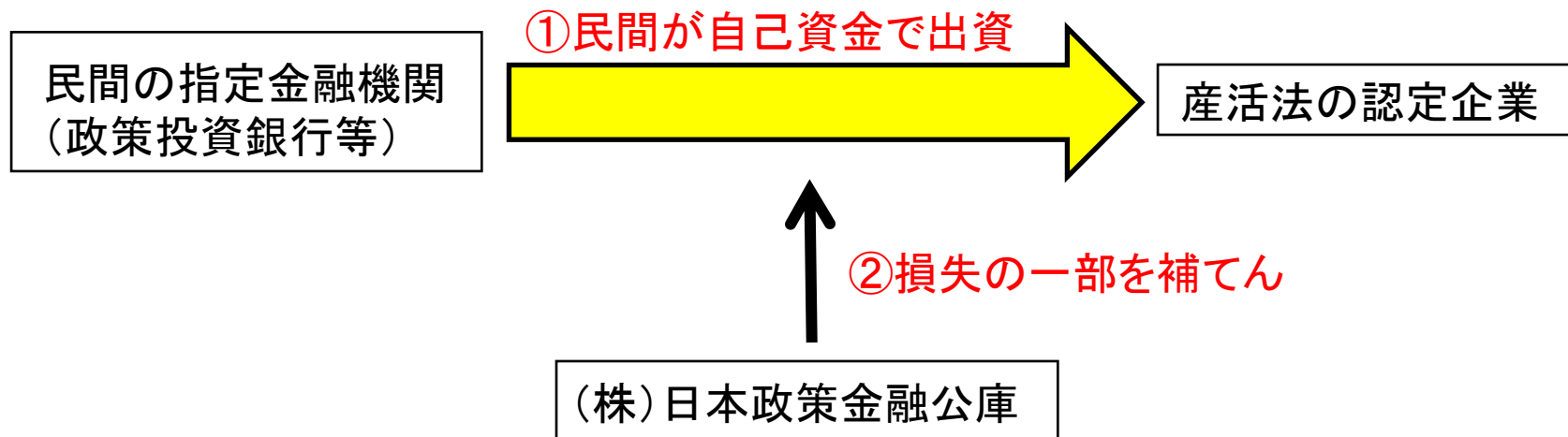
日系企業の海外資金繰り対策



4. 日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん

日本政策金融公庫による指定金融機関の出資に対する損失補てん(産活法の改正)

- 一定期間後(原則3年後)に当該企業の収益性の向上が見込まれる事業計画を有しているものの、世界的な金融危機の影響により、急激に売上げ等が悪化し、自己資本が減少しており、融資だけでなく出資が不可欠な企業が生じるおそれ。
- こうした出資を円滑化する観点から、以下の措置を講ずる。
 - ① 指定金融機関は、産活法の認定企業のうち、雇用規模が大きいなどのため国民経済の成長や発展に及ぼす影響が大きく、かつ、指定金融機関からの出資を前提に他の民間金融機関が協調して出資・融資を行う予定である者に対して、出資を行う。
 - ② 投資先企業の倒産等により、出資元本に損失が生じた場合に、指定金融機関に係る当該損失の一部を、政策金融公庫が補てんする。
 - ③ なお、当該業務は、「内外の金融秩序の混乱のため、企業が出資による資金調達が困難となっている期間内に」限って、行われる。



※検討中の制度は、企業に直接公的資金を注入するものではない。

(参考)経済対策における記述 ①

安心実現のための緊急総合対策(抄)

(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)

7. 中小企業等活力向上対策

(1) 中小・零細企業等への支援

◇ 急激な資源高に苦しむ中小・零細企業等を支援するため、ワンストップ支援拠点として整備した地域力連携拠点の活用を図りつつ、資金繰り対策の拡充や下請法・独禁法の運用強化、下請保護の情報ネットワークの構築等に取り組む。また、燃料負担が大きい業種の支援に取り組む。

<具体的施策>

○資金繰り対策の拡充

・中小・零細企業金融の円滑化(中小・零細企業金融のきめ細かい実態把握と監視の強化、金融機関への要請、中小・零細企業の自己資本充実策や事業再生の支援、金融仲介機能の発揮促進に向けた検査対応の一層の改善等)

・新たな保証制度(原材料価格高騰対応等緊急保証)の導入

・セーフティネット貸付の強化

生活対策(抄)(平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)

5. 中小・小規模企業等支援対策

◇ 中小・小規模企業等の資金繰り対策のため、セーフティネットとしての貸付・保証枠について、先般措置した9兆円の事業の早期実施を図るとともに、30兆円規模に拡大する等の措置をとり、加えて、民間金融機関による資金供給の円滑化等に努める。

<具体的施策>

○「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の活用・改善(再掲)

○「安心実現のための緊急総合対策」による資金繰り対策の早期実施

・上記対策で措置した9兆円の事業について、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫によるセーフティネット貸付の10月1日からの強化に加え、信用保証協会による緊急保証を10月31日から開始

○緊急保証と政府系金融機関等による貸付について21兆円規模の追加を実施(「安心実現のための緊急総合対策」における9兆円規模に加え、合計30兆円規模に拡大)

・信用保証協会による緊急保証枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における6兆円規模に加え、新たに14兆円規模の追加を行い、合計20兆円規模に拡大

・政府系金融機関等による貸付枠について、「安心実現のための緊急総合対策」における3兆円規模に加え、日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の金利や貸付条件の見直しを含めた拡充、商工中金による金融危機対応業務の発動により新たに7兆円規模の追加を行い、合計10兆円規模に拡大

○商工中金、政策投資銀行による金融危機対応業務の発動(再掲)

○日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

・日本政策金融公庫(国際協力銀行(JBIC))を活用して、国際金融危機に対処するため、我が国企業の海外における事業に対する貸付を拡充

(参考)経済対策における記述 ②

生活防衛のための緊急対策(抄)(平成20年12月19日経済対策閣僚会議)

6. 金融市場・資金繰り対策(33兆円程度)

◇金融機関が安心して地域経済や中小企業に対して資金供給できる環境を整備するとともに、一時的に資金繰りが悪化している中堅・大企業や金融環境が悪化している住宅・不動産市場に対して必要な措置を講じることなどにより、金融市場の安定化・資金繰りの円滑化を図る。

<具体的施策>

○日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策(貸付枠:2次補正 3兆円)

・一時的に資金繰りが悪化している企業に対して、政策投資銀行や商工中金を通じた資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫の危機対応業務の貸付枠を1兆円に拡大

・日本政策金融公庫の新たな危機対応業務の発動(貸付枠2兆円)等により、政策投資銀行がCP(コマーシャル・ペーパー)を買い取るスキームを創設

○国際協力銀行(JBIC)による日本企業の海外事業向け資金調達等に係る支援の拡大

・国際金融秩序の混乱に対処し、我が国企業の輸出及び海外事業を支援するため、JBICにおいて、業務の特例としてサプライヤーズ・クレジット(輸出企業向け信用)の供与及び国内大企業(現状は中堅・中小企業のみ)を通じた途上国における事業に対する貸付を実施

(参考)政策金融機関等の概要

平成20年10月1日時点

項目	株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策投資銀行	株式会社商工組合中央金庫	地方公営企業等金融機構
根拠法等	株式会社日本政策金融公庫法	株式会社日本政策投資銀行法	株式会社商工組合中央金庫法	地方公営企業等金融機構法
目的	国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達支援、重要資源の海外における取得、我が国産業の国際競争力向上、危機による被害への対処のための必要な金融等	長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化等	中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化	地方公共団体に対して長期かつ低利の資金の融通、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援
機関の長	(総裁)安居祥策	(社長)室伏稔	(社長)関哲夫	(総裁)渡邊雄司
店舗数(本店・本部含)	153店舗 (海外事務所 19)	11店舗 (海外事務所 4)	99店舗 (海外支店1 海外事務所2)	1店舗
役員・従業員数	役員:26人 従業員:8,117人	役員:14人 従業員:1,347人	役員:16人 従業員:4,369人	役員:6人 従業員:79人
資本金	2兆2,384億円	1兆円	2,186億円	166億円
政府出資分	全額政府出資	全額政府出資	1,016億円	(全額地方公共団体出資)
財政支出 (平成20年度当初)	992億円	—	—	—
財投計画 (平成20年度当初)	4兆1,723億円	6,980億円	—	7,700億円
主務大臣	財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣	財務大臣・内閣総理大臣	経済産業大臣・財務大臣・内閣総理大臣	総務大臣、財務大臣
融資残高 (平成19年度末)	25.0兆円	12.0兆円	9.1兆円	23.2兆円
出融資規模 (平成19年度実績)	4兆4,271億円	1兆3,856億円	14兆4,163億円 ※ 短期貸出を含む。	1兆1,263億円

(注1) 特段の注記がないものは、平成20年10月1日時点

(注2) 役員には、非常勤役員、社外取締役を含む。なお、日本政策金融公庫、地方公営機構の従業員数は予算定員。

(注3) 日本政策金融公庫の財政支出は統合4機関の単純合計に危機対応円滑化業務に係る金額(9億円)及び信用保険等業務に係る金額(400億円)を加えたもの(平成20年度通年の数値)

(注4) 日本政策金融公庫の財投計画、融資残高、出融資規模は統合4機関の単純合計(平成20年度通年の数値)

(注5) 日本政策投資銀行、地方公営機構の財投計画は平成20年度通年の数値(前身となる法人の上半期分を合計した数値)

※ 本資料は、主務省から提供を受けた各機関の業務報告書等を参照して事務局において作成したもの。単位未満は四捨五入。